

英国事業拠点設立ガイドブック

(2022年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

ビジネス展開・人材支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地の法律事務所 3CS Corporate Solicitors に作成委託し、2022年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび 3CS Corporate Solicitors は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび 3CS Corporate Solicitors が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ロンドン事務所

E-mail：ldnresearch@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and have a classic, slightly ornate appearance.

〈目次〉

はじめに	- 1 -
1. 英国における事業形態.....	- 2 -
(1) 有限会社 (limited company) と無限会社 (unlimited company)	- 3 -
(2) 非公開会社 (private company) と公開会社 (public company)	- 3 -
(3) その他の事業形態	- 4 -
2. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の概要.....	- 5 -
(1) 非公開有限会社 (private limited companies)	- 5 -
(2) 英国事業所 (UK establishment)	- 6 -
3. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の詳細.....	- 8 -
(1) 非公開有限会社 (private limited companies)	- 10 -
(2) 英国事業所 (UK establishment)	- 17 -
4. 拠点設立以外の手段による英国における事業展開	- 20 -
(1) M&A	- 20 -
(2) ジョイント・ベンチャー (合弁事業)	- 21 -
(3) 代理人 (Agent) の使用	- 21 -
5. その他	- 22 -
(1) イミグレーション	- 22 -
(2) 雇用に関する留意点.....	- 24 -
(3) 非公開有限会社および英国事業所設立後の継続的な要件	- 27 -
別紙 1 用語集.....	- 32 -
別紙 2 関連文書ひな形	- 34 -
別紙 3 非公開会社と公開会社	- 35 -

はじめに

2022年1月現在、英国に進出している日本企業の本数は957社と、欧州でドイツに次ぐ第2位の多さである（外務省「令和3年版海外在留邦人数調査統計」）。また、英国における日本企業の常時従業員数は約17万人と欧州で最も多く（経済産業省「第50回海外事業活動基本調査」）、日本企業にとり英国はEU離脱（ブレグジット）を経てなお欧州内で最も重要な経済拠点だと言える。

英国には、日本企業のみならず多くの多国籍企業が存在する。伝統的に高い学力、高度な技術力や国際的なバックグラウンドを持つ人材、確固として透明性が高い法制度、先進的かつ洗練された金融システムなどが、企業の事業基盤を力強く支えている。

本ガイドブックは、英国進出を検討、または既に進出している日本企業の事業活動に有益な情報を提供することを目的としている。

第1章から第3章では、英国で事業拠点を設立する際の手続きや留意点を解説している。

第4章では、事業拠点設立以外の手段による英国での事業展開について、簡潔に紹介している。

第5章では、移民法、雇用法、商法などの複数の法分野における事業拠点設立後の義務や留意点をまとめている。

読者が英国における事業拠点設立や事業展開を検討するに際して、このガイドブックがお役に立てば幸いである。

1. 英国における事業形態

英国で事業拠点を設立する場合、日本企業が考慮しなければならない点がいくつかある。重要な考慮事項の一つは、英国での事業をどのように構築するかである。日本企業が英国で事業拠点を設立する最も一般的な形態は、非公開有限会社（private limited companies）および英国事業所（UK establishment）である。このガイドブックでは、他の事業形態や構造についても言及するものの、これら二つの形態に焦点を当てる。

英国における会社設立や英国事業所の登記に先立ち、法律上・税務上のアドバイスを受け、最適な手段を選択されることをお勧めしたい。その際に特に重要なものは、税務上の考慮事項、商業上の要件および英国に拠点を置く理由である。

英国では、法人（会社、有限責任パートナーシップなど）、法人ではない形態（個人事業主、パートナーシップなど）、海外企業の英国事業所（「支店」と呼ばれることもある）など、様々な形態で事業を運営することができる。

下表では、会社およびその他を組織別に整理した。次項では、事業形態の種類と構造について、比較を通じてさらに詳しく説明する。

表 1 英国における事業形態の概観

形態	名称	
会社	有限会社	limited company
	- 株式有限会社	limited by shares
	- 保証有限会社	limited by guarantee
	無限会社	unlimited company
	非公開会社	private company
	公開会社	public company
会社以外の 事業組織	英国事業所（注）	UK establishment
	個人事業主	sole trader
	パートナーシップ	partnership
	有限責任パートナーシップ	limited liability partnership (LLP)

（注）英国における外国会社の事業所（a place of business）（法人税の取引要件を満たさない事業所である「駐在員事務所」と言われることもある）または支店（branch）¹

¹ <https://www.gov.uk/government/publications/overseas-companies-in-the-uk-registration-filing-and-disclosure-obligations/overseas-companies-registered-in-the-uk>

(1) 有限会社 (limited company) と無限会社 (unlimited company)

会社は、株主または保証人の責任が限定されているか否かにより、二種類に分けられる。

有限会社には、株式による有限責任と保証による有限責任の二種類があり、責任限定の方式によって区別される。

無限会社であることは極めて異例である。

保証有限会社は、商事会社では珍しく、商事会社以外の団体や慈善団体に使用されることが多い。商事会社の大半は株式有限会社である。

株式有限会社 (limited by shares)	会社の株主の責任が、株主の保有する株式の未払金額に制限される会社 例えば、株式の額面価格が1ポンドの場合には、株主の責任はその1ポンドを支払うことに限定され、これは通常、株式が発行されたときに行われる
保証有限会社 (limited by guarantee)	会社の保証人の責任が、会社の清算時に保証人が会社の資産に拠出することを約束（または「保証」）した金額に制限される会社 例えば、会社の定款に、各保証人は会社の清算時に1ポンド拠出するものと定めている場合がある
無限会社 (unlimited company)	会社の株主または保証人の責任に制限がない会社

(2) 非公開会社 (private company) と公開会社 (public company)

会社は、有限会社と無限会社の区別に加えて、さらに非公開会社と公開会社に分けることができる。

日本企業が最も多く設立している形態が「非公開会社」であることから、「公開会社」についてはこのガイドブックでは詳細には説明しない。しかし、この二つの有限会社のうち、どちらの形態が適切かを判断できるように、非公開会社と公開会社の違いを「別紙3」に簡単にまとめた。

(3) その他の事業形態

英国で事業を行うには、その他にも様々な形態がある。

個人事業主 (sole trader ²)	個人事業を営む者
パートナーシップ (partnership ³)	<ul style="list-style-type: none">- 個人およびそのパートナー (複数可) が、その事業で生じた損失など、その事業に対する個人的な責任を負うもの- パートナーは事業の利益を共有し、各パートナーは自分の取り分に対する税金を支払う- パートナーは、各自が合意した割合で事業の損失を分担するが、総計では無限責任となる
有限責任パートナーシップ (LLP ⁴)	<ul style="list-style-type: none">- 2 名以上 (個人・法人いずれも可) が事業を行うもの- 会社と同様に、パートナーとは別の法人格を持つ- 各パートナーは、利益の自分の取り分に対する税金を支払うが (上記パートナーシップと同様)、有限責任パートナーシップが支払えない債務に対して個人的な責任を負わない (有限会社と同様)- 弁護士や会計士など専門職のパートナーシップが一般的

² <https://www.gov.uk/set-up-sole-trader>

³ <https://www.gov.uk/set-up-business-partnership>

⁴ <https://www.gov.uk/guidance/set-up-and-run-a-limited-liability-partnership-llp>

2. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の概要

表 2 では、非公開有限会社および英国事業所の概要を比較した。なお、本表の例示では「現地法人」、「英国事業所」の名称を使用している。

表 3 概要比較

	非公開有限会社	英国事業所
適用法令	2006 年会社法 (Companies Act 2006 (c 46))	2009 年外国会社規則 (Overseas Companies Regulations 2009)
例示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">親会社 A 社 (日本)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">別法人である現地法人 B 社 (英国)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">親会社 C 社 (日本)</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">親会社 C 社の英国事業所 (英国)</div>

非公開有限会社および英国事業所のメリット・留意点など、両者に関する詳細情報を以下に記載する。

(1) 非公開有限会社 (private limited companies)

1) 概要

英国に所在する非公開有限会社は、日本の親会社とは別法人であり、英国で事業展開する日本企業が選択する一般的な形態である。「現地法人 (現法)」や「子会社」と呼ばれることも多い。英国事業所と異なる点は、事業所ではなく独立した会社であることである。事業活動を行うことができるため、課税対象となる。

非公開有限会社の所有者は株主である。日本の親会社が現地法人の株式を 100% 所有することが一般的であるが、(従業員持株制度による従業員などの) 少数株主が株式を所有することもある。なお、海外企業が少数株主として英国で事業展開することも可能ではあるが、支配力が弱いため、一般的な手段ではない。

2) メリット

- 現地法人は日本の親会社とは別法人のため、親会社が現地法人の債務や負債を負うことがない点
- 契約当事者になることができるため、英国の顧客や取引先からの信頼性が高く、(規制当局の承認など) 第三者の承認、許認可、不動産などの取得がより容易である点
- 法人化することで、英国での拠点確立に向けたコミットメントを示すことができる点
- 迅速な設立が可能で、設立コストもかからない点
- 日本に居住する取締役を任命することができる点
- 日本の親会社ではなく、英国の現地法人に関する財務情報や(取締役に関する情報など) その他の詳細を提出するため、公開が必要な親会社に関する情報は少ない点

3) 留意点

- ガバナンスの観点から、取締役会の設置や、取締役会および株主総会の開催が必要となる点
- 取締役が、英国の取締役に適用される法的義務を負う点
- 現地法人が、決算書の作成、売上高⁵によっては決算書の監査、その他の届け出義務などの様々な法的義務を負う点
- 事業の性質により、税務申告書や規制に関する開示など、その他に必要な開示があり得る点

(2) 英国事業所 (UK establishment)

1) 概要

英国事業所は、英国の非公開有限会社ではなく、日本の親会社と同一法人となる。恒久的施設 (Permanent Establishment (PE)) としてみなされる場合は課税対象となるが、駐在員事務所の場合は一部の例外を除き課税対象とはならない。英国事業所の設立登記には、まず英国での物理的な拠点を確立する必要がある。物理的な拠点が確立されたら、1カ月以内にカンパニーズ・ハウス (Companies House) に登記しなければならない。なお、物理的な拠点を確立する前に、政府から許可を得る必要はない。

⁵ <https://www.gov.uk/audit-exemptions-for-private-limited-companies>

駐在員事務所とは、法律用語ではなく、海外企業の英国における物理的な拠点に関連するものである。支店のような正式な拠点ではないが、カンパニーズ・ハウスに登録される。一般的に、駐在員事務所とは、その事務所自体が取引を行っているのではなく、マーケティングや取引準備を行っている場合などに使用される。物理的な拠点が駐在員事務所なのか実際に英国における課税対象となる拠点であるのかについては、ケースバイケースで具体的な税務アドバイスを受ける必要がある。

2) メリット

- 容易に法人化することができる点
- 開所、閉所が容易である点
- 非公開有限会社に比べてガバナンスの義務が少なく、管理コストも低く抑えられる可能性がある点
- 英国事業所の決算書の作成や監査が不要である点(ただし、後述するとおり、日本の親会社の決算書は提出する必要がある点に留意)
- コストやコミットメントの低さから、より簡易な形態で英国市場に参入することができる点

3) 留意点

- 英国事業所は日本の親会社と同一法人であるため、親会社が英国事業所の負債や義務を含む責任を負うことになる点(英国事業所は有限責任の地位にはない)
- (契約当事者となりうる)日本の親会社の契約書の準拠法が(親会社の国の法律である)日本法である場合、英国の顧客は取引に消極的になる可能性がある点。また、英国の第三者が日本の法人形態に馴染みがない場合には、英国事業所との取引に消極的になる可能性がある点。これは、特に英国の資産が限られている場合で、融資を受ける際に問題となる可能性がある。
- 英国の会計、規制、税務の要件を満たす必要がある点。日本の親会社の決算書を毎年カンパニーズ・ハウスに提出する必要がある。提出された決算書は一般に公開される。決算書は、英国事業所だけでなく、英国事業所を含む日本の親会社全体に関するものでなければならない。
- 英国事業所が本社から実質的に独立していない場合、本社による意思決定が行われ、その結果、意思決定に遅れが生じる可能性がある点

3. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の詳細

表 4 では、非公開有限会社および英国事業所の詳細を比較した。

表 5 詳細比較

項目	非公開有限会社	英国事業所
設立登記	<ul style="list-style-type: none"> - 24 時間以内（オンライン） - 8～10 日（郵送） （ただし、登記文書提出時の処理時間により異なる場合あり） - 即日（即日登記） 	<p>通常は 2 週間～1 カ月 （ただし、登記文書提出時の処理時間により異なる場合あり）</p>
登記費用	<ul style="list-style-type: none"> - £12（オンライン） - £40（郵送） - £100（即日） 	<ul style="list-style-type: none"> - £100（郵送・即日） - £20（郵送・通常）
登記に必要な文書	<ul style="list-style-type: none"> - 基本定款 - 通常定款 - IN01 フォーム 	<ul style="list-style-type: none"> - 外国会社（親会社）の定款の認証コピー・その認証英文翻訳 - 外国会社（親会社）の最新の決算書の認証コピー・その認証英文翻訳 - OS IN01 フォーム
株主	1 名以上	日本の親会社の株主
取締役	1 名以上	日本の親会社の取締役
会社秘書役	不要	不要
株主総会	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の状況下で必要 （一定数の株主から請求された場合など） ・それ以外の場合、会社の通常定款に別段の定めがない限り、法令上、開催は義務づけられていない 	不要
負債	現地法人（英国）が計上	日本の親会社が計上
決算書	現地法人（英国）の決算書を準備・提出	日本の親会社の決算書を提出
英国の法定会計監査	監査閾値以上は対象	対象外

表 5 の続き

項目	非公開有限会社	英国事業所
法人課税	現地法人（英国）の全世界の利益に対する課税	<ul style="list-style-type: none">- 英国内の支店に対してのみ課税／恒久的施設（PE）に係る英国の支店が帰属する親会社の利益に対する課税- 日本の親会社は英国に課税対象の拠点がないため、英国法人税は支払い不要（ただし、日本の親会社が英国で収入を得た場合、その収入に対して英国所得税の支払いが必要となる場合あり）

(1) 非公開有限会社 (private limited companies)

1) 設立手続き

非公開有限会社の設立手続きは以下の通りであり、それぞれの詳細は次項に記載されている。

[1] 商号の決定	ルール ⁶ に即して商号を決定
[2] 取締役 (director) ・ 会社秘書役 (company secretary) の選任	・ 1 名以上の取締役が必要 ・ 会社秘書役は必須ではない
[3] 株主、重要な支配権を持つ人物 (People with significant control (PSC)) の特定	・ 株主の特定 ・ 議決権の 25% を有する会社を所有 または支配する者 (PSC) の特定
[4] 文書の準備	・ 基本定款 (memorandum of association) ・ 通常定款 (articles of association) ・ IN01 フォーム
[5] 会社登記	・ 公式住所の登録 ・ SIC コードの選択 ・ カンパニーズ・ハウスでの登記 ・ 法人税の登録

[1] 商号の決定

非公開有限会社を設立する場合は、以下のルールに従って商号を決定しなければならない。

- ・ 原則、他社が既に登記している商号ではないこと
- ・ 通常、商号の末尾は「Limited」または「Ltd」のいずれかであること
- ・ 不快感を与える商号ではないこと
- ・ (許可を得ていない限り)「センシティブ」な言葉や表現を含んでおらず、また政府や地方自治体との関係を示唆するような商号ではないこと

⁶ <https://www.gov.uk/limited-company-formation/choose-company-name?step-by-step-nav=37e4c035-b25c-4289-b85c-c6d36d11a763>

予定している商号を使用した場合に、商標権の侵害や詐称通用（パッシング・オフ）のリスクがないことを確認するために、検索を行う必要がある。

予定している商号が他の商号や商標に酷似している場合、商号を登記ができない、あるいは商標権の侵害にあたる可能性がある。商標については、登録済みのものと未登録のもの両方を調査する必要があり、特に既存の商号や商標に類似する懸念がある場合には、この段階で法的アドバイスを受けることを推奨したい。

商号チェック

<https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/company-name-availability>

商標チェック

<https://www.gov.uk/search-for-trademark>

原則、他社の商号と同じ商号は登記することはできない。ただし、既存の商号の会社と同じグループに属する場合や、その会社から新商号に異議がないことを確認する書面による許可を得ている場合には、その商号を登記することができる。

ルールの詳細は政府のウェブサイト（脚注 6）を参照されたい。

[2] 取締役 (director) ・ 会社秘書役 (company secretary) の選任

取締役

非公開有限会社には、1 名以上の取締役が必要である。取締役は 16 歳以上の個人でなければならない、取締役としての資格を喪失していないことが必要である。取締役は英国に居住している必要はないが、会社は英国に登録上の事務所がなければならない。各取締役の氏名および個人情報、カンパニーズ・ハウスで公開されている。なお、取締役は、登記上の住所を公開住所として使用することもできる。

会社秘書役

会社秘書役は、特定の帳簿や登録簿の管理、株式譲渡に関する作業、カンパニーズ・ハウスへの情報提出、株主総会や取締役会に関する事務処理、会社の法定帳簿に関する要求への対応など、一定の職務に対する責任を負う。

非公開有限会社には会社秘書役は必要ないが、希望する場合には任命することができる。なお、公開有限会社には 1 名以上の会社秘書役が必要である。

会社秘書役を設置していない場合、取締役は、会社秘書役が担う職務に対する責任を負う。

コラム カンパニーズ・ハウス (Companies House) ⁷

会社概要、役員情報、決算書などは、カンパニーズ・ハウスに登録され、オンラインで公開される。

カンパニーズ・ハウスは、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy & Industrial Strategy) が所管する行政機関であり、ロンドン、カーディフ、エディンバラ、ベルファストに事務所がある。

上場・非上場を問わず、会社に関する多くの情報を、カンパニーズ・ハウスに登録しなければならない。

[3] 株主の特定

ほとんどの有限会社は「株式会社」であり、一定の権利を持つ株主が会社を所有している。株主には、会社清算時に未払いの株式を抛出する義務がある。

(ただし、ほとんどの株式は全額払い込みで発行されるため、通常はそれ以上の金額を支払う必要はない。)

非公開有限会社には 1 名以上の株主が必要であり、その株主は取締役になることもできる。株主数に上限はない。日本の会社が英国の有限会社の単独株主となることも可能であり、これが一般的である。

会社登記の際には、以下の内容を含む「資本金計算書 (statement of capital)」を提供する必要がある。

- 会社が保有する各種株式の数および総額
- 株主全員の氏名および住所
- 以下の「所定事項 (prescribed particulars)」
 - 各種類の株式 (「種類 (class)」) が株主に与える権利の内容
 - 配当金の取り分
 - 株式を会社に売却「償還 (redeem)」して金銭を得ることの可否
 - 会社の特定事項に関する投票の可否
 - 議決権の数

個々の株式価格は任意である。株主は、会社の清算時に、株式がまだ払い込まれていない範囲で、その株式の全額を支払う必要がある。株主の責任を合理的な金額に抑えるために、株式額面金額を低く (例えば 1 ポンドや 0.01 ポンド) 設定すること

⁷ <https://www.gov.uk/government/organisations/companies-house>

もできる⁸。株式額面金額は発行価格より低い金額でもよく、例えば 1 ポンドの株式を 100 ポンドで発行することもできる。

[3] 重要な支配権を持つ人物 (People with significant control (PSC)) の特定

重要な支配権を持つ人物 (PSC) とは、会社を所有または支配する者をいう。会社は、PSC を特定し、会社設立時 (および会社の存続期間中) に詳細を PSC 名簿に記録し、PSC に関する特定の情報をカンパニーズ・ハウスに通知しなければならない。PSC が特定できない場合や存在しない場合にも、カンパニーズ・ハウスに通知する必要がある。

PSC は、1 つ以上の条件を満たしていなければならない、登記簿にはどの条件を満たしているかが記載されていない⁹。一般的に PSC は、会社の株式の 25%以上、会社の議決権の 25%以上、または取締役会の過半数を選任または解任する権利を保有する者である。PSC は複数存在する場合もある。例えば、発行済み株式資本の 30%と 70%をそれぞれ保有する株主がいる場合、それぞれが 25%以上の株式を保有しているため、両者が PSC となる。

日本の親会社など、支配株主が個人ではない場合、その株主は関連法人 (Relevant Legal Entity (RLE)¹⁰) と呼ばれる。

[4] 文書の準備

設立登記の際に必要な文書は以下の通り。

- 基本定款 (memorandum of association)
会社設立に同意した最初の株主全員が署名した法的声明文書
- 通常定款 (articles of association)
株主が合意した会社運営に関する規則書

基本定款 (memorandum of association)

基本定款は、2006 年会社法第 8 条に規定されており、引受人 (subscriber) が「2006 年会社法に基づき会社設立を希望すること」および「会社の株主となり、

⁸ <https://www.gov.uk/limited-company-formation/shareholders>

⁹ <https://www.gov.uk/guidance/people-with-significant-control-pscs>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/621568/170622_NON-STAT_Summary_Guidance_4MLD_Final.pdf

¹⁰ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/part/21A>

株式会社の場合には各人が 1 株以上取得することに同意すること」を記載したものである。基本定款は所定の形式で作成し、各引受人の認証を受けなければならない。

通常定款 (articles of association)

通常定款には、株主総会や取締役会の開催、取締役の選解任など、会社の規則が規定されている。会社は、連続した番号が段落ごとに付されて 1 つの文書にまとまっている通常定款を登記しなければならない。

通常定款のオプションは以下の通り。

- 「別紙 2」に記載する「モデル定款 (model articles)」を使用、または
- 自社で定款を作成し、会社設立時（または会社設立後にそのような定款を採用した時）にアップロードまたは送付

[5] 会社登記

有限会社の設立は、ほとんどの場合は非常に簡単な手続きで、迅速に完了することができる。会社設立の手続きの流れは以下の通り。

登記上の事務所所在地

有限会社の設立時には、登記上の事務所所在地を提供する必要があり、この住所がすべての書簡の送付先となる。住所は、英国内の物理的な住所でなければならない。会社が登記された地域と同じ地域でなければならない。すなわち、イングランドおよびウェールズの会社の登記上の住所は、イングランドまたはウェールズになければならない。スコットランドや北アイルランドなどの他の地域にあってはならない。会社住所はオンライン登録により一般に公開される。

SIC コードの選択

経済活動の標準産業分類 (standard industrial classification (SIC)) コードとは、会社の主な事業活動を表すために用いられるものである。会社設立時に SIC コードを提供しなければならない。SIC コードのリストは、カンパニーズ・ハウスのウェブサイト¹¹に掲載されている。

¹¹ <https://www.gov.uk/government/publications/standard-industrial-classification-of-economic-activities-sic?step-by-step-nav=37e4c035-b25c-4289-b85c-c6d36d11a763>

カンパニーズ・ハウスでの会社登記・法人税の登録

オンライン登記

カンパニーズ・ハウスへの会社登記はオンラインで行うことができる。商号に「limited」を使用しない場合は、郵送で登記しなければならない。法人税の登録も同時に行うが、これは別途行うこともできる。

オンライン登記は以下のページから行うことができる。

<https://www.tax.service.gov.uk/register-your-company/setting-up-new-limited-company? ga=2.112976259.686196130.1635528296-1870413184.1635528296>

カンパニーズ・ハウスへのその他の登記方法

以下の方法による登記も可能である。

- 郵送（「別紙 2」に記載する IN01 フォームを使用、郵送先は同フォーム内に記載あり）
- 代理人の使用
- 第三者のソフトウェアの使用

法人税の登録は、事業開始後 3 カ月以内に行う必要がある。

会社設立証書 (certificate of incorporation)

会社番号と設立日が記載された「会社設立証書 (certificate of incorporation)」が発行される。これにより、会社が合法的に存在することを確認できる。

2) 所要時間および費用¹²

2022 年 1 月現在、非公開有限会社の登記にかかる時間および費用は以下のとおり。なお、以前は即日サービスが提供されていたが、現在は新型コロナの影響でサービスが停止されている。

¹² <https://www.gov.uk/government/publications/register-a-private-or-public-company-in01>
<https://www.gov.uk/limited-company-formation/register-your-company>

手段	所要時間	費用	支払い方法
オンライン	24 時間以内	£12	デビットカードまたはクレジットカード
郵送	8～10 日	£40	小切手

3) 会計・税務

会計基準日（accounting reference date（ARD））

- 会計基準日は、非公開有限会社を設立した月の 1 年後の同月末日に自動的に設定される
- 会計基準日は、カンパニーズ・ハウスに変更届を提出することで変更できる（ただし、法定決算書の提出期限前に行わなければならない）
- 会計基準日は、会計基準期間の開始日から 18 カ月を超えて延長することはできない（会社が管財人の管理下におかれている場合は除く）

決算書

会計年度終了後 9 カ月以内に、カンパニーズ・ハウスに決算書を提出しなければならない。

法定会計監査

会社の年次決算書が監査閾値（脚注 5 参照）を超える場合には、英国で法定会計監査を受けなければならない。

(2) 英国事業所 (UK establishment)

1) 設立手続き

英国事業所の設立手続きは以下の通りであり、それぞれの詳細は次項に記載されている。

[1] 登記の要否の確認	英国事業所の登記が必要かどうかの判断
[2] 文書の準備	・外国会社（親会社）の定款の認証コピー・その認証英文翻訳 ・外国会社（親会社）の最新の決算書の認証コピー・その認証英文翻訳 ・OS IN01 フォーム
[3] 英国事業所の登記	カンパニーズ・ハウスに対する文書・OS IN01 フォームの提出および支払い

[1] 登記の要否の確認

登記が必要な英国事業所

英国に物理的な拠点を設けている外国会社は、物理的な拠点が確立されてから1カ月以内に英国事業所の登記が必要となる。

物理的な拠点が無い場合、例えば、独立した代理人が英国の会社を代理して事業を行う場合は、登記は不要である。

パートナーシップ、有限パートナーシップ、法人格を持たない団体、政府機関など、その他の種類の海外の商事会社は、外国会社として英国で登記することができない。

[2] 文書の準備

英国事業所の登記に必要な文書は以下の通り。

- 記載済みの OS IN01 フォーム（「別紙 2」参照）
 - 申請料
 - 会社の規定文書（基本定款や通常定款など）の認証コピー
 - 親会社の国の法律（以下「本国法」という）に基づき決算書の作成、提出が義務付けられている外国会社については、会社の最新の決算書のコピー（※）
 - 本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられる外国会社については、英国事業所の開設日時点で開示されていた最新の決算書のコピー（※）
- （※）文書が英語以外の言語で書かれている場合は、認証英文翻訳を添付する必要あり

認証コピー（certified copy）

会社秘書役または取締役、常任代表者、管理者、管財人、管理管財人、管財人または清算人により、原本の真正なコピーであると証明されたコピー。

認証翻訳（certified translation）

会社秘書役または取締役、常任代表者、管理者、管財人、管理管財人、管財人、清算人または司法関係者により、真実かつ正確な翻訳であると認証および署名された翻訳。

決算書

本国法に基づき決算書の作成、提出が義務付けられている会社は、最新の開示済み決算書のコピーおよび OS IN01 フォームを提出しなければならない。

会社および英国事業所の商号

英国事業所を登記する際、日本で登記されている親会社の商号も別の商号も使用することができる。外国会社の商号を登記する際にも、10 ページ[1] 商号の決定に記載の注意事項が適用される。

2) 所要時間および費用¹³

2022 年 1 月現在、英国事業所の登記にかかる時間および費用は以下のとおり。

¹³ <https://www.gov.uk/register-as-an-overseas-company>
<https://www.gov.uk/government/publications/companies-house-fees/companies-house-fees#os-inc>

手段	所要時間	費用	支払い方法
郵送	通常は 1～2 週間 (ただし、登記書類提出時の処理時間による)	£20	小切手または 郵便為替
	即日	£100	小切手

3) 会計・税務

- 英国事業所の損益は外国会社（親会社）が計上
- 会計・税務は外国会社（親会社）が対応
- 原則、英国事業所は、法定会計監査の対象外

4. 拠点設立以外の手段による英国における事業展開

英国で事業展開するには、拠点設立以外にもいくつか手段があるため、本章で簡単に説明する。

(1) M&A

英国で最も一般的な事業展開の手段は M&A である。M&A とは、2 社以上の会社が 1 社になる合併 (Merger) と、会社が対象会社の株式、事業、資産などを取得する買収 (Acquisitions) のことである。M&A は買収が圧倒的に多い。

2021 年 4 月に英国議会で可決され、2022 年 1 月 4 日に施行された 2021 年国家安全保障・投資法(National Security and Investment Act 2021 (NSI Act))¹⁴に留意されたい。17 の機密分野における会社の買収を計画している場合、買収完了前に政府から承認を受けなければならない。なお、英国外にある適格会社 (および適格資産) であっても、英国とのつながりがあれば、同法の適用を受ける可能性がある¹⁵。

	買主	売主
メリット	<ul style="list-style-type: none">- 新規事業立ち上げの時間短縮- 対象会社の市場シェアと顧客の獲得- 事業の多角化や規模拡大	<ul style="list-style-type: none">- 売却による金銭の取得- 不要な会社・事業の売却- 後継者問題の解決- 従業員や取引先の保護
留意点	<ul style="list-style-type: none">- 多額の初期コストがかかる可能性あり- 想定外の債務やその他の負債を負う可能性あり (特にデューデリジェンスが不十分な場合)- M&A 後の統合プロセスがうまくいかず、期待した効果が得られない可能性あり- 適切な許認可を取得できない場合に、事業を引き継ぐことができない可能性あり	<ul style="list-style-type: none">- 適切な買主が見つからない、または上場企業の場合には敵対的買収の対象となる可能性あり- 期待したほどの価値を実現できず、従業員を動揺させる可能性あり- M&A 後の統合プロセスがうまくいかず、期待した効果が得られない可能性あり

¹⁴ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/25/contents/enacted>

¹⁵ <https://www.gov.uk/government/publications/check-if-an-acquisition-outside-the-uk-will-be-in-scope-of-the-national-security-and-investment-act/check-if-an-acquisition-of-an-entity-or-asset-outside-the-uk-that-you-are-involved-in-could-be-assessed-by-the-government-for-national-security-risks>

(2) ジョイント・ベンチャー（合弁事業）

ジョイント・ベンチャー（合弁事業）とは、二社以上の会社が特定の目的や共通利益のために、共同で投資する事業のことをいう。出資比率は、ジョイント・ベンチャーへの経営関与の度合いや出資レベルに応じて決まることが一般的である。事業の成功の不確実性が高い新規事業や、競争の激しい成熟した事業で使用されることが多い。

第1章で紹介した「パートナーシップ」や「有限責任パートナーシップ」もジョイント・ベンチャーである。

メリット	<ul style="list-style-type: none">- 事業が失敗した場合のコスト・リスクの分散- パートナー会社の技術・知識・ノウハウの吸収
留意点	<ul style="list-style-type: none">- 事業が成功した場合の利益は分配- 事業の経営や運営上の問題への対処が容易ではない- 技術・知識・ノウハウが流出するリスク

(3) 代理人（Agent）の使用

代理人とは、本人の代理として、交渉や契約締結を行う権限をもつ第三者である。本人と代理人の間には直接的な雇用関係はなく、代理人契約や業務委託契約を締結することが一般的である。

英国では、商業代理人に適用される条項がある。最も重要なものは、契約の終了および代理人業務の終了に伴い代理人に支払う補償に関する条項である。補償金額の計算方法はいくつかあり、通常は代理人にとっては有利で本人にとっては高額となることが多いため、代理人選任の際には補償条項を定めておくことが不可欠である。

メリット	<ul style="list-style-type: none">- 代理人を通じて英国で事業を行う場合には、カンパニーズ・ハウスへの登記が不要- 事業の立ち上げに必要な時間短縮
留意点	<ul style="list-style-type: none">- 代理人の質により会社の業績が左右されやすい- 自社に技術・知識・ノウハウが蓄積されない- 契約終了時に生じる可能性のあるコスト

5. その他

(1) イミグレーション

Sole Representative ビザ¹⁶

日本企業が英国で非公開有限会社や英国事業所を設立する場合、Sole Representative ビザを申請することができる。Sole Representative ビザを取得できるのは、外国会社から最初に派遣される外国人の 1 名のみであり、その後に渡英する従業員には、他の種類のビザが必要となる。

項目	英国外からの申請
申請可能開始時期	渡航の 3 カ月前
ビザの審査決定	3 週間以内
費用	£610

Sole Representative ビザでは、最初は 3 年間の滞在を申請でき、さらに 2 年間の延長が認められる場合もある。英国に 5 年間滞在した後は、英国での永住権を申請することができる。Sole Representative ビザは、扶養家族を英国に帯同することもできる。Sole Representative ビザを取得するためには、代表者に公的資金の援助を受けずに自活できるだけの資金があることと、英語の要件を満たしていることが必要である。

代表者は、以下の条件を満たさなければならない。

- 英国外で、実際に取引を行っている会社（本社および主要事業所が英国外にあり、今後もそうであること）に採用されて雇用されていること
- 役割を果たすためのスキル、経験、知識を持ち合わせていること
- 会社で上級職に就いており（ただし会社の大半を所有または支配しているわけではない）、会社を代表して意思決定を行う完全な権限を持っていること
- 登記済みの英国事業所または非公開有限会社として、外国会社の英国における最初の商業拠点を設立する意図があること

なお、英国に法人を設立しているものの、従業員を雇用していない場合や事業を行っていない場合も、代表者となり得る。

¹⁶ <https://www.gov.uk/representative-overseas-business>

Sole Representative ビザの申請に必要なものは以下の通りである。

- 資産や決算書の詳細を含む、事業活動についての詳細な説明
- 外国会社が自国で行う事業と同じ内容で、英国に非公開有限会社を設立するのか、英国事業所を登記するのかを確認するレター
- 代表者の職務内容、雇用契約書、給与明細
- 代表者が事業に精通し、業務上の決定権を持つ旨を確認するレター
- 代表者が会社に直接雇用されており、販売代理人としては活動していない証拠
- 代表者が会社で上級職に就いており、会社を代表して意思決定を行い、登記済みの英国事業所または非公開有限会社を設立・運営する権限を有している証拠
- 代表者が英国滞在中にその英国事業所または非公開有限会社でフルタイムで働き、他の仕事をしないこと
- 代表者が外国会社の過半数を所有または支配していないこと

スポンサーライセンス

2 人目以降の駐在員を派遣する場合や、英国で人を雇用する際には、スポンサーライセンスを所有する必要がある。

就労権 (right to work) の確認¹⁷

英国における雇用主は、英国籍者を含むあらゆる国籍の者について、遅くとも勤務開始日の朝までに、従業員全員の就労権利確認を行う法的義務を負う。

¹⁷https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1042343/2021.12.16_Employer_s_Guide_Edit.pdf

(2) 雇用に関する留意点

会社設立時の実務上の留意点

- 従業員へ給与を支払うことや、所得税、国民保険料、年金保険料など給与から必要な控除をすることは、会社の責任である。会社は、必要に応じて外部の給与サービスプロバイダーにサポートを依頼することもできる。給与記録は慎重に管理する必要がある¹⁸。
- 合理的に実行可能な限り、雇用主は就業中の従業員の安全衛生を保護しなければならない。物理的環境のリスクアセスメントを実施して、リスクや危険を特定し、適切な応急処置設備（救急箱や応急処置の担当者など）をどのように提供するかや、機械や設備の使用に関する安全性などを確認する必要がある。リスクアセスメントは、会社の安全衛生方針で規定されるべきである（従業員ハンドブックの章を参照）。在宅勤務をしている場合、従業員は、安全に働くための情報が提供され、仕事を行う場所と設備のリスクアセスメントを実施することが求められる¹⁹。
- 雇用者賠償責任保険に加入しなければならない²⁰。業務に関連する活動の結果、事故が発生して従業員が負傷したり病気になったりした場合、従業員は雇用主に対して損害賠償請求することができる。雇用者賠償責任保険は、損害賠償請求があった場合に、訴訟費用や補償費用から会社を保護するものである。
- 2008 年年金法に基づき、英国のすべての雇用主は、特定のスタッフを職場年金制度に加入させ、その制度に拠出しなければならない。これは「自動加入」と呼ばれる²¹。スタッフが 22 歳以上で、英国で働き、最低額（2021/2022 年は年間 1 万ポンド）以上の収入がある場合、スタッフを職場年金制度に加入させる必要がある。年金アドバイザー²²は、自動加入に適した年金制度を提案することができる。従業員は、希望すれば、加入後に職場年金制度から脱退（オプトアウト）することができる。

¹⁸ <https://www.gov.uk/running-payroll>

¹⁹ <https://www.hse.gov.uk/home-working/employer/risk-assessment.htm>

²⁰ <https://www.gov.uk/employers-liability-insurance>

²¹ <https://www.thepensionsregulator.gov.uk/en/employers>

²² 組織とそのスタッフに適した制度を特定する手助けをする外部の専門家。年金制度も、年金制度を提供するプロバイダーも、様々な種類がある。詳細については、Pensions Regulator の以下ウェブサイト参照。

<https://www.thepensionsregulator.gov.uk/en/employers/new-employers>

<https://www.gov.uk/workplace-pensions-employers>

雇用契約書

- 英国における雇用関係は、雇用法令と雇用契約書の条件により規定される。
- 違法な差別から個人を保護する 2010 年平等法が、求職者や求人広告などの会社の採用プロセスに適用されることに留意することも重要である。
- 1996 年雇用権利法第 1 条により、会社は従業員に対し、一定の雇用条件を記載した書面を提供する義務がある。多くの場合、これはセクション 1 ステートメントと呼ばれ、通常は雇用契約書の形式をとる。雇用の継続期間に関わらず、セクション 1 ステートメントは雇用開始日以前に提供する必要がある。
- セクション 1 ステートメントには、以下を記載しなければならない。
 - 雇用主および従業員 (employer) ・労働者 (worker) の氏名
 - 契約開始日
 - 従業員の継続雇用期間の開始日
 - 賃金や休憩時間など給与の詳細
 - 勤務時間に関する条件
 - 休暇の取得権利および手当に関する条件
 - 通知に関する詳細
 - 職位・試用期間
 - 勤務地
 - 提供されるトレーニングや手当
 - 1 カ月以上の英国外での就労が必要な場合
- 通常はセクション 1 ステートメントで提供されるが、必要に応じて別の文書で提供することもできる、その他多くの詳細がある。これらには以下に関する条件が含まれる。
 - 疾病による就労不能
 - 出産・育児・忌引休暇のような有給休暇
 - 年金
 - 懲戒手続き
- 雇用関係を反映するその他の条項として、例えば以下のようなものを雇用契約書に含めることもできる。
 - ボーナスや歩合制度の詳細
 - 制限条項：元従業員が一定期間、競合他社で働いたり、会社の事業を勧誘したりすることを禁じる条項
 - 機密保持条項：顧客やサプライヤーの情報など、会社の機密情報を保護するための条項
- 雇用契約書の署名入りコピーは、年次休暇記録、疾病・出勤記録、評価文書など、人事や給与に関する情報と同様に、安全に保管する必要がある。

従業員ハンドブック

- 従業員ハンドブックの作成が推奨される。従業員ハンドブックには、会社の方針、規則、手続きが規定されており、従業員と会社の両方が雇用関係を管理する際の指針となる。従業員ハンドブックには通常、その内容が契約ではないことが記載されている。これは、従業員の同意を得ずとも会社が必要なときにハンドブックを変更できるようにするために重要である。
- 包括的なハンドブックには 50 以上のポリシーが含まれることがあるが、簡易なバージョンでも通常以下のポリシーが含まれる。
 - 懲戒および苦情処理手続き
 - 内部告発
 - 休日
 - 安全衛生
 - 機会均等と差別防止
 - データ保護
 - 電子メール、インターネット、ソーシャルメディア
 - 柔軟な勤務体制
 - 家族休暇

一般データ保護規則 (GDPR)

- データ保護を規定する英国の主な法律は、GDPR を反映した 2018 年データ保護法 (Data Protection Act 2018 (DPA)) である。同法には、個人データの収集、処理、保存、共有に関する権利が含まれている。会社は詳細なデータ保護監査を実施し、従業員、労働者、請負事業者などの個人データをどのように使用するか、または使用する予定であるかを理解し、記録する必要がある。
- その後、従業員に対して、個人データがどのように収集、使用、保存、移転され、安全に保管されるかについての情報を記載したプライバシー通知²³を発行しなければならない。すべての従業員が署名またはそれに代わる手段でプライバシー通知の内容を承認したことを確認する必要がある。

追加研修

- 従業員や求職者に対する会社の法的義務を認識し、正しい方針と手続きに従うようにするため、会社の方針のさまざまな側面について管理職教育が必要な場合がある。管理職に対する有用な研修としては、以下に関する社内外の研修が考えられる。

²³ <https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/guide-to-the-general-data-protection-regulation-gdpr/the-right-to-be-informed/what-privacy-information-should-we-provide/>

- 苦情処理・懲戒の手続きの管理
- 差別に関する苦情の発見と対処
- 内部告発への対応
- 雇用終了時に正しいプロセスに従うことによる不当解雇の回避
- 雇用契約書の条件変更
- 部下の病欠の管理
- 採用プロセスおよび（内定を含む）入社時の文書管理

(3) 非公開有限会社および英国事業所設立後の継続的な要件

1) 非公開有限会社の継続的な義務

非公開会社は、設立後は以下のような一定の義務を負う。

- 株主名簿、取締役名簿、PSC 名簿、取締役会議事録、税務・会計記録など、所定の記録の保管
- 取締役や会社秘書役の選解任など、カンパニーズ・ハウスへの変更届出
- カンパニーズ・ハウスへの確認書（会社の所有と経営の年次記録）の提出
- 英国歳入関税庁（HM Revenue and Customs (HMRC)）への法人税・VAT 申告書の提出
- 決算書の作成および承認（必要な場合には監査）
- カンパニーズ・ハウスへの決算書の提出

情報開示

すべての会社は、登記上の事務所所在地、検査場所、事業を行う場所に、登記した商号を表示しなければならない。また、すべてのビジネスコミュニケーション（ハードコピーおよび電子ファイル）にも登記した商号を記載する必要がある。

カンパニーズ・ハウスのガイダンスにて、登記した商号を記載しなければならないもの（注文書や請求書など）を確認することができる。また、特定のもの（ビジネスレター、ビジネスメール、ウェブサイトなど）には特定情報（登記上の事務所所在地や会社の登記番号など）を記載しなければならないなど、詳細な規則が定められている。詳細はウェブサイト²⁴を参照されたい。

²⁴ <https://www.gov.uk/government/publications/incorporation-and-names/incorporation-and-names#disclosure-of-company-name-and-specified-other-information-trading-disclosures>

取締役の義務

取締役は、以下のような義務と責任を負う。

- 定款に規定された会社規則の遵守
- (取締役名簿などの) 法定記録の保管
- 取締役とその個人情報、登記上の事務所所在地、株式の割当、抵当権の登録、会社の PSC の詳細などが変更した場合のカンパニーズ・ハウスへの報告
- 決算書、確認書、法人税申告書の提出
- 会社の行う取引で取締役が利害関係を持つ場合には、他の取締役に開示し、取締役会および場合によっては株主の同意を得ること
- 会社が法人税を支払うことの確認

取締役は、任務懈怠の場合には、制裁金、起訴、取締役の資格剥奪の可能性がある。

2) 英国事業所の継続的な義務

英国事業所は、設立後は以下のような一定の義務を負う。

- カンパニーズ・ハウスへの決算書の提出
- カンパニーズ・ハウスへの変更届出
- 一定の条件を満たす場合には、英国歳入関税庁への法人税・VAT 申告書の提出

外国会社または英国事業所の変更

外国会社は、外国会社または英国事業所に以下のような一定の変更があった場合には、「別紙 2」に記載するフォームをカンパニーズ・ハウスに提出しなければならない。

- 登記されている親会社の商号または別の商号に関する変更
- 英国事業所に関するあらゆる変更
- 外国会社（親会社）に関するあらゆる変更

また、以下の人物の選任、退任、詳細の変更があった場合にもカンパニーズ・ハウスに報告する必要がある。

- 会社役員
- 英国事業所に関して会社の代表権限を有する者
- 文書の送達を受ける権限を有する者

本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられている外国会社

本国法に基づき決算書を作成、監査、開示しなければならない外国会社は、同法に基づき、開示しなければならない日から 3 カ月以内に、以下を含む文書をカンパニーズ・ハウスに提出しなければならない。

- 関連する会計年度の外国会社の決算書
- 取締役の年次報告書
- 決算書に関する監査人の報告書

決算書は、以下の情報を含む OS AA01 フォーム（「別紙 2」参照）とともに提出しなければならない。

- 決算書が作成され、（該当する場合には）監査された法律
- 決算書が一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されているかどうか、作成されている場合にはその会計原則を発行した組織名
- 決算書が会計監査されているかどうか、監査されている場合には一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査されているかどうか、またその監査基準を発行した組織
- 会計監査を受けていない場合、会社が会計監査を受ける必要があるかどうかの確認

本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられていない外国会社

本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられていない外国会社でも、決算書を作成、署名して、カンパニーズ・ハウスに提出しなければならない。カンパニーズ・ハウスは、このような会社には会計基準日を割り当てる。会社が会計基準日を変更するには、「別紙 2」に記載する AA01 フォームを提出する必要がある。会計の内容に関する要件は以下の通り。

- 会計年度（通常 12 カ月）、会計基準期間、会計基準日の計算
- 個社またはグループの外国会社の決算書は、本国法（ただし、その内容が 2009 年外国会社規則に定める要件を満たす場合）、国際会計基準、または 2009 年外国会社規則に詳述された要件に従って作成されなければならない
- 決算書は取締役会によって承認され、会社の貸借対照表は取締役会を代表して取締役によって署名されなければならない
- 取締役は、関連する会計年度期間終了後 13 カ月以内に、決算書カンパニーズ・ハウスに提出しなければならない
ただし、その会計基準期間が会社の最初の会計基準期間である場合は例外として、2009 年外国会社規則に規定されたルールが適用される

なお、信用金庫や金融機関の決算書については異なるルールが適用される点に留意されたい²⁵。

情報開示

2009年外国会社規則第7章は、外国会社の情報開示について規定している。

外国会社は、商号および設立国を以下の場所に表示しなければならない。また、その場所を訪れる人が容易に見ることができるような方法で表示する必要がある。

- 英国内で事業を行うすべての場所
- 会社を代理して文書の送達を受ける権限を有する、英国に居住するすべての人の送達先住所

2009年外国会社規則には、商号を記載しなければならないもの（ライセンス申請書、請求書など）が列記されており、特定のもの（ビジネスレター、ウェブサイトなど）には特定情報（登記上の事務所所在地や会社の登記番号など）を記載しなければならない旨など、情報開示について細かく規定されているため、詳細は同規則第7章²⁶を参照されたい。

3) その他考慮すべき事項

許認可・登録

英国では、金融サービス、医薬品、酒類販売・飲食業、鉱業、油田開発、電力、ガス、水道、通信、テレビ放送、廃棄物処理、医療・福祉サービス、賭博、食品販売、養鶏場、酪農場、建設など、特定の事業や業種では、許認可や登録が必要である。英国で事業を立ち上げる前に、許認可や登録が必要か事前に確認することが重要である。許認可の取得や登録には時間がかかるものもあるためである。

許認可が必要な場合についての詳細は、以下の政府のウェブサイトを参照されたい。

<https://www.gov.uk/licence-finder>

当局監査対応

英国歳入関税庁や内務省など、政府の監督官庁は、必要な文書が適切に保管されているかなど、会社が規則を遵守しているかを確認するため、会社を訪問して立入監査を行うことがある。会社が行うべきことを整理して、監査に備えて、年に一度などの定期的な見直しが望ましい。

²⁵ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/410/schedule/2>

²⁶ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/1801/part/7>

銀行口座の開設

英国での銀行口座の開設には、その過程で必要な文書や確認事項があり、時間もかかる。銀行口座の開設は、事業の種類や構造が決まってから手配することを推奨する。

その他の分野

英国に拠点を置く会社が検討すべきその他の分野や文書には、以下のようなものがある。

- 取引条件・基本契約書
- プライバシー通知、データ保護方針、データ処理契約などのデータ保護文書（必要な場合）
- 商標登録などの知的財産権登録
- ドメインネームの登録
- 株主間契約書
- 機密保持契約書
- 商業契約書
- 税務
- 不動産（事業所の賃貸や購入など）

別紙1 用語集

	英語表記	日本語表記
A	accounts	決算書
	accounting reference date (ARD)	会計基準日
	administrative receiver	管財人
	administrator	管理者
	a place of business	事業所
	articles of association	通常定款
	automatic enrolment	自動加入
B	beneficial owners	受益者
	branch	支店
C	certificate of incorporation	会社設立証書
	certified copy	認証コピー
	certified translation	認証翻訳
	class	種類
	Companies Act 2006 (c 46)	2006 年会社法
	Companies House	カンパニーズ・ハウス
	company secretary	会社秘書役
	Confirmation Statement	年次報告書
	constitutional documents	規定文書
	corporate tax return	法人税申告書
	D	Data Protection Act 2018 (DPA)
Department for Business, Energy & Industrial Strategy		ビジネス・エネルギー・産業戦略省
director		取締役
E	employee	従業員
	Employers' Liability Insurance	雇用主賠償責任保険
	Employment Rights Act 1996	1996 年雇用権利法
	Equality Act 2010	2010 年平等法
H	HM Revenue and Customs (HMRC)	英国歳入関税庁
	Home Office	内務省
J	judicial factor	司法関係者

	英語表記	日本語表記
L	limited by guarantee	保証有限会社
	limited by shares	株式有限会社
	limited company	有限会社
	limited liability partnership (LLP)	有限責任パートナーシップ
	liquidator	清算人
M	memorandum of association	基本定款
	model articles	モデル定款
N	National Crime Agency	国家犯罪対策庁
	National Security and Investment Act 2021 (NSI Act)	2021 年国家安全保障・投資法
O	Overseas Companies Regulations 2009	2009 年外国会社規則
P	partnership	パートナーシップ
	Permanent Establishment (PE)	恒久的施設
	permanent representative	常任代表者
	Pensions Act 2008	2008 年年金法
	prescribed particulars	所定事項
	private company	非公開会社
	public company	公開会社
R	receiver manager	管理管財人
	redeem	償還
	Relevant Legal Entity (RLE)	関連法人
	representative office	駐在員事務所
	right to work	就労権
S	Section 1 statement	セクション 1 ステートメント
	sole trader	個人事業主
	statement of capital	資本金計算書
	subscriber	引受人
U	UK establishment	英国事業所
	undischarged bankrupt	債務未返済の破産者
	unlimited company	無限会社
V	VAT return	VAT 申告書
W	worker	労働者

別紙2 関連文書ひな形

非公開有限会社が郵送登記する場合の基本定款のテンプレート

<https://www.gov.uk/government/publications/give-notice-of-subscribers-company-with-share-capital>

非公開有限会社のモデル定款

<https://www.gov.uk/guidance/model-articles-of-association-for-limited-companies>

OS IN01 (外国会社が英国で拠点を設立する際にカンパニーズ・ハウスに提出する登録フォーム)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949740/OS_IN01-V7.0.pdf

OS AA01 (外国会社の親会社の法律およびその他情報の詳細についてカンパニーズ・ハウスに提出するフォーム)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/957204/OS_AA01_V6.0..pdf

AA01 (英国で登記済の外国会社が、会計基準日を変更する際にカンパニーズ・ハウスに提出するフォーム)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/943763/AA01_V5.0.pdf

別紙3 非公開会社と公開会社

非公開会社および公開会社は、2006 年会社法第 20 章に規定されている。

項目	非公開会社	公開会社（注）
特徴	市場を通じた資金調達はできないが、公開会社に比べて法定義務が緩い	市場を通じて資金調達ができるが、一般投資家を保護するため、非公開会社に比べて法定義務が厳しい
商号	末尾が Limited または Ltd	末尾が Plc
株式公募	不可	可
最低資本金	要件なし (ただし£0 は不可)	£50,000 少なくとも額面資本金の 4 分の 1 の払い込みが必要
株主	1 名以上	1 名以上
取締役	1 名以上	2 名以上
会社秘書役	不要	必要
定時株主総会	不要（ただし、traded company ²⁷ を除く）	必要（会計年度末から 6 カ月以内の開催）
決算書	会計基準日後 9 カ月以内に決算書をカンパニーズ・ハウスへ提出	会計基準日後 6 カ月以内に決算書をカンパニーズ・ハウスへ提出
保管義務	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会議事録は 10 年間 会計記録は最低 6 年間 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会議事録は 10 年間 会計記録は最低 3 年間
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 2006 年会社法 	<ul style="list-style-type: none"> 2006 年会社法 コーポレートガバナンスコード

（注）「公開会社＝上場企業」ではない

²⁷ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/360C>